

9月20日～26日は動物愛護週間

# 身近な動物である、犬・猫 について考えてみませんか？



**犬**を飼うときには、**登録が義務です**

ペットとしてなど犬を飼う時には、市役所に登録をし、鑑札の交付を受けることが法律で義務付けられています。

交付された鑑札は、犬の首輪などに付けましょう。迷子になった際など、飼い主を探すのに大変役立ちます。



**猫**との暮らし方

猫は、上下に運動ができる場所と、安心して隠れる場所などの環境を整えることで、室内でもストレスを与えことなく飼うことができます。また、外に出すことで起きる、けがや感染症、交通事故などの危険から守ることができません。万が一に備えて、首輪に迷子札を付けるなどの身元表示をしておきましょう。

野良犬・野良猫への無責任な餌やりはやめよう

餌をやることは、その生き物に対して責任を持つということですが、野良犬、野良猫への無責任な餌やりにより、犬猫が繁殖してさまざまな迷惑の原因となつている地域が多くあります。こういった事態を防ぐためにも、自分が管理できない野良犬、野良猫への餌やりは行わないようにしましょう。

命を終えるまで飼えますか

ペットは私たちの生活を豊かにしてくれます。一度飼うと決めたのならば、愛情と責任を持って、終生一緒に暮らしましょう。また、犬猫は平均して15年ほどの寿命があります。命を終えるまで飼えないと判断したならば、飼わないことも一つの愛情です。一生に掛かる費用や、家族の同意など、飼う前には一度しっかり考えてみましょう。

## 野良犬・野良猫でいることは 大変不幸なことです

### 狂犬病

知っていますか？

狂犬病は、犬だけでなく全ての哺乳類に感染し、人が発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。生後90日を過ぎた犬には、毎年1回の予防注射が義務付けられています。集合注射もしくはかかりつけの動物病院で注射を受けるようにしましょう。

市以外が実施する予防接種や、市が委託していない病院で予防接種を受けた場合、申請をして、予防注射済票の交付を受ける必要があります。

紙の予防注射済証をもらう。

市に申請をする。

金属製の予防注射済票の交付を受ける。

犬猫にとって、野良でいることは、感染症などの病気、交通事故などの危険にさらされるだけでなく、繁殖すれば糞尿や鳴き声などで、地域で迷惑がられる存在にもなりかねません。

### 犬の飼い方・しつけ方教室を開催します

ペット、飼い主、周りの人が快適に暮らせるよう、飼い方やしつけ方、マナーを学んでみませんか。

とき 11月7日(月)13時30分～

ところ リ・フレ

参加料 無料

※ペットの同伴はできません。事前に質問があれば、受け付けます。

問い合わせ先

市民課 (☎43-7207) または  
広島県動物愛護センター (☎0848-86-6511)